

無人航空機の飛行について

無人航空機の飛行は、航空法等にて制定されています。

次については、無人航空機の飛行に関する航空法の記載内容を要約した内容となります。

【飛行の禁止空域】

原則として、次の空域では飛行が禁止されています。

- 1 飛行場(空港)の周辺
- 2 人又は家屋の密集している地域
- 3 上記以外の空域における、地表又は水面から150m以上の高さ

【飛行の方法】

- 1 アルコール又は薬物の影響がある状態で飛行させない
- 2 無人航空機の飛行に支障がないか飛行前確認を行うこと
- 3 航空機又は他の無人航空機との衝突予防
- 4 他人に迷惑を及ぼさない
- 5 日出から日没までの間で飛行させる
- 6 目視により常時監視できる状態を維持
- 7 人又は物件等から30m以上の距離を確保
- 8 催し場所の上空で飛行させない
- 9 爆発物等の危険物を輸送しない
- 10 無人航空機から物を投下しない

※飛行の禁止空域上空又は上記の飛行の方法によらずに飛行させる場合は法令に基づく許可が必要です。

徳島飛行場周辺における飛行の禁止空域

徳島飛行場周辺における飛行の禁止空域は次のとおりです。

1 徳島飛行場の制限表面上空

※制限表面は、同ホームページ「飛行場周辺における物件の制限等」をご参照下さい。

2 人又は家屋の密集している地域の上空

※当該地域は、総務省統計局 人口集中地区によります。

3 上記以外の空域における、地表又は水面から150m以上の高さ

飛行の許可申請等について

1 飛行の許可申請先

無人航空機を飛行の禁止空域又は前述の飛行の方法によらずに飛行させる場合は
国土交通省への許可申請が必要です。

徳島県の場合、申請先は関西空港事務所となります。

飛行開始予定日の少なくとも10日(土日祝日等を除く。)前までに申請が必要です。

許可申請先: 関西空港事務所

電話番号: 072-455-1330(平日9:00~17:00)

072-455-1334又は1335(上記以外の時間帯)

上記申請先の他に、飛行させる空域により当該空域を管轄する空港事務所等への調整が必要となる場合があります。

参 照: 国土交通省ホームページ 航空

「空港等設置管理者及び空域を管轄する機関の連絡先について」

<http://www.mlit.go.jp/koku/koku-tk10-000004.html>

2 徳島飛行場に調整が必要な場合

海上自衛隊 徳島教育航空群へご連絡をお願いします。

連絡先☎:088-699-5111(担当:運航当直士官)

調整された内容は、無人航空機の飛行情報として航空機の運航者へ事前に周知する必要があるため、お早めにご連絡下さい。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

その他参考資料

【国土交通省 航空局ホームページ】

無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の飛行ルールについて

<http://www.mlit.go.jp/koku/koku-tk10-000003.html>

【国土交通省 ドローン情報基盤システム】

オンライン申請、ドローンに関する情報について

<https://www.dips.mlit.go.jp/portal>